

# 男女共同参画センター主催講座

## ○食品加工を学ぶのだ！後期講座

起業・創業支援

もったいない季節の素材を一般的な流通にのせることができ、さらに美味しい商品にするためには、どうしたらいいでしょう。みんなで一緒に実習形式で学びましょう！

◇日時 12月7日（金）、14日（金）18時30分～21時30分

◇会場 御幸コミュニティセンター調理室

◇定員 18名 ◇受講料 3,000円（全2回）

◇持参品 エプロン・三角巾・筆記具

◇講師 職彩工房 たくみ 尾崎 正利さん



## ○デスクワーカーのための基礎！ワード講座

就業支援講座

仕事に使える基本操作や社内文書・社外文書などを作成するための基本を学びます。

◇日時 12月1日（土）、8日（土）、15日（土）10時～13時

◇会場 うきは市役所1階 情報プラザ

◇定員 14名（サポートなしで基本的な入力ができる方）

◇受講料 2,000円（全3回）※教材費込み

この機能は  
使いやすい！



### ●問合せ・申込み

男女共同参画センターだんだん TEL77-2661（受付：平日 9時～17時）

※託児の申込みは3開館日前までにご連絡ください（無料）

## 第三者行為により、国民健康保険を使って 治療をされた場合は届出が必要です！

### ◇第三者行為とは

第三者（自分以外の人）が原因で、けがや病気の治療を受けることになった場合を指します。

主な例として、交通事故がこれに該当します。また、飲食店などの食中毒やけんかななどの傷害事件、他人の飼い犬に噛まれた場合などが対象となります。

※自損事故は第三者行為にはなりません、届け出をしてください。なお、飲酒運転や、無免許運転による負傷などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。



### ◇医療費は相手（第三者）が負担

交通事故などにより病院にかかった場合の治療費は、過失割合に応じて相手（第三者）が負担します。国民健康保険を使って治療を受けた場合は、一部負担金以外を国民健康保険が一旦支払い、後日、相手に請求することになります。



国民健康保険を使うときは必ず  
市民生活課国保・年金係へ届け出てください。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 TEL75-4973

